

2019年10月11日

被保険者・被扶養者のみなさま

富士通健康保険組合

健康保険被保険者証の一斉更新にともなうご連絡（お知らせとお願い）

富士通健康保険組合より発行しております「健康保険被保険者証」につきましては2020年3月31日に有効期限を迎えます。

現在、使用されている健康保険被保険者証につきましては、2020年4月1日以降使用できなくなりますのでご注意ください。

【新健康保険被保険者証の交付は郵送で】

2020年2月上旬に新健康保険被保険者証（2019年11月5日現在の加入者データを用いて約22万人の保険証を約3か月かけて作成）を被保険者ご自宅宛ての簡易書留郵便で送付します。

転居される方は郵便局の「転送サービス」のご依頼をお忘れなくお願いいたします。

※ご家族が別居の場合でも、新しい健康保険被保険者証は被保険者の住所へ送付いたします。

【既に就職されている・収入超過などで認定基準外の被扶養者がいらっしゃる方】

「被扶養者異動届」にて、被扶養者の減少手続きをお願いいたします。

※2019年10月末までに富士通健康保険組合着の申請をお願いします。

- マイオフィス使用事業所の方：マイオフィス－申請一覧－福利厚生届「健康保険」－「被扶養者異動届」にて申請してください。

【旧健康保険被保険者証との変更点について】

1. 色を変更します。

- 一般被保険者・被扶養者 現行：水色→新：みどり色
- 特例退職被保険者・被扶養者 現行：桃色→新：だいたい色
- 任意継続被保険者・被扶養者 現行：黄色→新：むらさき色

2. 記号を「1000」番に統一いたします。

(2013 年度より、1000 番以外の記号の健康保険被保険者証をお持ちの方の健康保険被保険者証に関わる申請については、健康保険被保険者証に記載する記号を 1000 番に変更し発券しておりましたが、未だ事業所記号の健康保険被保険者証をお持ちの方がいらっしゃいますので、対象の方分を一斉に「1000」番に統一します。事業所記号は従来どおり変更なし。)

3. 有効期限を廃止します。

(2 および 3 は一般被保険者・被扶養者のみ。特例退職者・任意継続被保険者は変更なし。)

【2019 年 11 月 1 日以降に富士通健康保険組合にて受領した届出について】

1. 被保険者資格取得届・被扶養者異動届（増加）・改姓届について

更新後の新様式による健康保険被保険者証（新健康保険被保険者証）を随時発行いたします。2020 年 2 月上旬に改めて一斉更新による新健康保険被保険者証は発行いたしませんので、随時発行された新健康保険被保険者証を 2020 年 4 月 1 日以降もご使用ください。

2. 2019 年 11 月 1 日以降 2020 年 2 月上旬に健康保険被保険者証の再交付申請をされる方

現在お持ちの健康保険被保険者証の再交付申請の場合には、2020 年 2 月上旬に新健康保険被保険者証をお届けすることから、健康保険被保険者証の発行は行わず、「健康保険資格取得証明書（交付日より 2020 年 3 月 31 日まで有効。ただし、75 歳到達の場合は 75 歳到達日前日まで有効。）」を発行いたします。なお、上記 1 の再交付申請については新健康保険被保険者証を発行いたします。

【2019 年 11 月 2 日～2020 年 4 月 1 日までに 70 歳になられる方】

2020 年 2 月上旬の一斉更新は行わず、70 歳到達の月末に「70 歳到達（1 日生まれは除く）の翌月から使用できる『高齢者受給者証（自己負担割合）』を記載した新健康保険被保険者証」を発行いたします。（1 日生まれは前月末発行）

以 上

【お問い合わせ先】 富士通健康保険組合 適用給付レセプトグループ

外線：044-738-3010※音声案内は【3】を押してください。内線：7129-5425、5472